

第 47 回北信越国民スポーツ大会 宿泊要項

1 総 則

- (1) この要項は、第 47 回北信越国民スポーツ大会に参加する各県選手団（監督・選手・コーチ・本部役員）、視察員、大会役員、競技会役員、競技役員、報道員（以下「大会参加者」という。）等の宿泊について、その総合計画、取扱基本方針及び宿泊割当等の業務について定めるものとする。
- (2) 宿泊割当等の業務については、原則として、第 47 回大会北信越国民スポーツ大会実行委員会事務局と旅行代理店とが連携し、これを担当するものとする。
- (3) 宿泊に関する紛議等が生じた場合は、原則として、旅行代理店があつて調整を行うものとする。
- (4) 大会参加者の宿泊申込みは、原則として、各県スポーツ協会が取りまとめて旅行代理店へ行うものとする。

2 宿泊の基本方針

大会参加者の宿泊は、次のとおりとする。

- (1) 原則として、宿泊は旅館又はホテルとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、他の宿泊施設を利用することができるものとする。
- (2) 風紀、衛生等に支障があると認められる施設には、宿泊の割当てを行わないものとする。
- (3) 宿泊の割当ては、各県種別ごとに同一宿舎になるよう配慮するものとする。
- (4) 宿泊者一人の宿泊に要する広さは、3.3 m²（2 畳）以上とする。
- (5) 指定された宿舎の変更は、原則としてこれを認めないものとし、指定された宿舎を任意に変更したことにより生じる紛議は、宿舎を変更した者がその責の全てを負うものとする。

3 適用期間

この要項に定める宿泊、休憩、昼食等の適用期間は、第 47 回北信越国民スポーツ大会実施要項に定める競技会開始日（競技会開始前に公式練習がある場合にあっては、公式練習日。以下同じ。）の前日の午後 4 時から競技会終了日翌日の午前 10 時までとする。

4 宿泊代金等

- (1) 宿泊代金は、次のとおりとする。

基本宿泊代金		内訳			備考
	うち宿泊税額 ※ 1	食事代金			
		朝食	夕食	素泊代金	
15,200 円 (15,250 円※ 2)	200 円 (250 円※ 2)	880 円	1,980 円	12,340 円 (12,390 円※ 2)	1 泊 2 食、 冷房費・ サービス料・ 消費税・入湯 税・宿泊税を 含む。
13,200 円	200 円	880 円	1,980 円	10,340 円	
11,200 円	200 円	880 円	1,980 円	8,340 円	
9,000 円	0 円	880 円	1,980 円	6,140 円	

※ 1：1 泊の素泊まり料金が 6,000 円（税抜）を超える場合は、宿泊税（200 円）が課される。ただし、令和 8 年 5 月 31 日までの宿泊及び他県での宿泊については、宿泊税は課されない。

※ 2：（ ）内の金額は、軽井沢町内に宿泊した場合のもの。

(2) 夕食若しくは朝食を欠食した場合又は素泊まりの場合の宿泊代金は、次のとおりとする。

夕食を欠食した場合	朝食を欠食した場合	素泊まりの場合
13,220円 (13,270円※)	14,320円 (14,370円※)	12,340円 (12,390円※)
11,220円	12,320円	10,340円
9,220円	10,320円	8,340円
7,020円	8,120円	6,140円

※：()内の金額は、軽井沢町内に宿泊した場合のもの。

(3) 宿泊代金は、食事代金、冷房費、サービス料、消費税、入湯税及び宿泊税を含んだ金額とする。

(4) 宿泊は、原則として入宿日の午後4時以降から出発日の午前10時までとする。

(5) 夕食の時間は、原則として午後6時から午後8時までとし、やむを得ない事由のため遅れる場合は、旅行代理店又は宿舎へ事前に連絡するものとする。

(6) 食事条件を変更する場合は、4日前までに旅行代理店へ申し出なければならない。この場合において、欠食の申し出のあった食事の代金は、宿泊代金から控除するものとする。

(7) 入宿日の午後4時以前又は出発日の午前10時以降に客室を利用する場合（以下「休憩利用」という。）は、利用しようとする日の前日までに旅行代理店又は宿舎へ申し出なければならない。

なお、予約状況により対応できない場合や休憩利用に係る料金が発生する場合がある。

5 宿泊の申込み

(1) 各県スポーツ協会の申込責任者（以下「申込責任者」という。）は、参加選手団等の宿泊内容を取りまとめ、所定の宿泊申込書を旅行代理店へ電子メールで送付するものとする。

なお、競技会開始日の前々日から宿泊を希望する場合は、申込時に申し出れば、旅行代理店において配宿を行う。

(2) 選手・監督について、宿泊申込期限までに申込みがない場合は、大会実施要項の定めにより、開催県等の選手・監督で宿舎への宿泊が必要ないとき等を除き、原則として、この大会への参加を認めない。

宿泊申込（問合せ）先	宿泊申込期限	
旅行代理店 名鉄観光サービス株式会社 長野営業所 〒381-0038 長野県長野市東和田857-1 信州名鉄長野ビル7階 ・電話：026-244-8557 ・FAX：026-214-8151 ・メール： hokushinetsu-nagano@mwt.co.jp ・営業時間：午前10時から 午後5時まで	令和8年7月30日（木）正午	
	ただし、	
	カヌー（SL・WW）	4月30日（木）正午
	水泳（AS）、体操（トランポリン）、馬術、スポーツクライミング	6月11日（木）正午
	テニス、バレーボール（ビーチバレーボール）、カヌー（SP）、ゴルフ	6月18日（木）正午
	ローイング、体操（競技・新体操）、ハンドボール、空手道、ボウリング	6月25日（木）正午
	ホッケー、ライフル射撃	7月2日（木）正午
	水泳（水球）	7月9日（木）正午
	サッカー	7月16日（木）正午
	バドミントン	7月23日（木）正午
バレーボール（6人制）、卓球	8月6日（木）正午	

6 宿泊の変更及び取消し

- (1) 宿泊申込後の変更及び取消しの申出は、入宿前にあつては各チーム等を代表する宿泊の責任者（以下「宿泊責任者」という。）が旅行代理店に行うものとし、入宿後は宿泊責任者が旅行代理店及び当該宿舎へ行うものとする。
- (2) 取消料金は、次のとおりとする。

取消申出日	宿泊3日前まで	宿泊2日前まで	宿泊前日まで	宿泊当日※	
				正午まで	正午以降
取消料金	0円	宿泊代金の30%	宿泊代金の40%	宿泊代金の50%	宿泊代金の100%

※：宿泊当日とは、宿泊1日目を指す。

7 昼食弁当

- (1) 昼食弁当の代金は、次のとおりとする。

区 分	代金（消費税を含む。）
弁当（お茶付）	1,000円

- (2) 昼食弁当は、宿泊申込書により申し込むものとする。
- (3) 昼食弁当を申し込んだ後の変更及び取消しは、競技開始前にあつては旅行代理店への申出により行うものとし、競技開始後は旅行代理店又は競技会場ツアーデスクへの申出により行うものとする。なお、弁当引渡日前日の正午以降の取消しには、100%の取消料が発生する。
- (4) 昼食弁当は、各競技会場において午前11時から午後1時までの間に引き渡すものとする。

8 食事管理

大会参加者の食事は、栄養等について配慮するとともに、食品衛生管理に十分留意するものとする。

9 精算

- (1) 宿泊代金（休憩利用に係る料金を含む。）及び昼食弁当代金は、旅行代理店の請求により宿泊責任者が支払うものとする。
- (2) 配宿された者が宿泊の変更又は取消しの手続を行わずに宿泊しない場合は、宿泊責任者が当該宿泊代金の全額を負担するものとし、請求にかかわらず宿泊責任者から旅行代理店へ支払がなされない場合にあっては、申込責任者がその宿泊代金を保証するものとする。

10 その他

- (1) 宿泊者は、貴重品をフロントに預けるなど、事故の防止に努めるものとする。
- (2) 宿泊に関する問合せ先は5の申込先旅行代理店とし、配宿決定後は当該宿舎又は旅行代理店とする。
- (3) 宿泊及び昼食弁当に関し、この要項に定めのない事項については、第47回北信越国民スポーツ大会実行委員会事務局及び旅行代理店において処理するものとする。

第 47 回北信越国民スポーツ大会実行委員会事務局

〒380-0872 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2

長野県国スポ・全障スポ大会局 競技運営課内

E-mail: kyogi2028@pref.nagano.lg.jp

TEL : 0 2 6 - 2 3 5 - 7 2 8 3 FAX : 0 2 6 - 2 3 5 - 7 4 9 9

旅行代理店

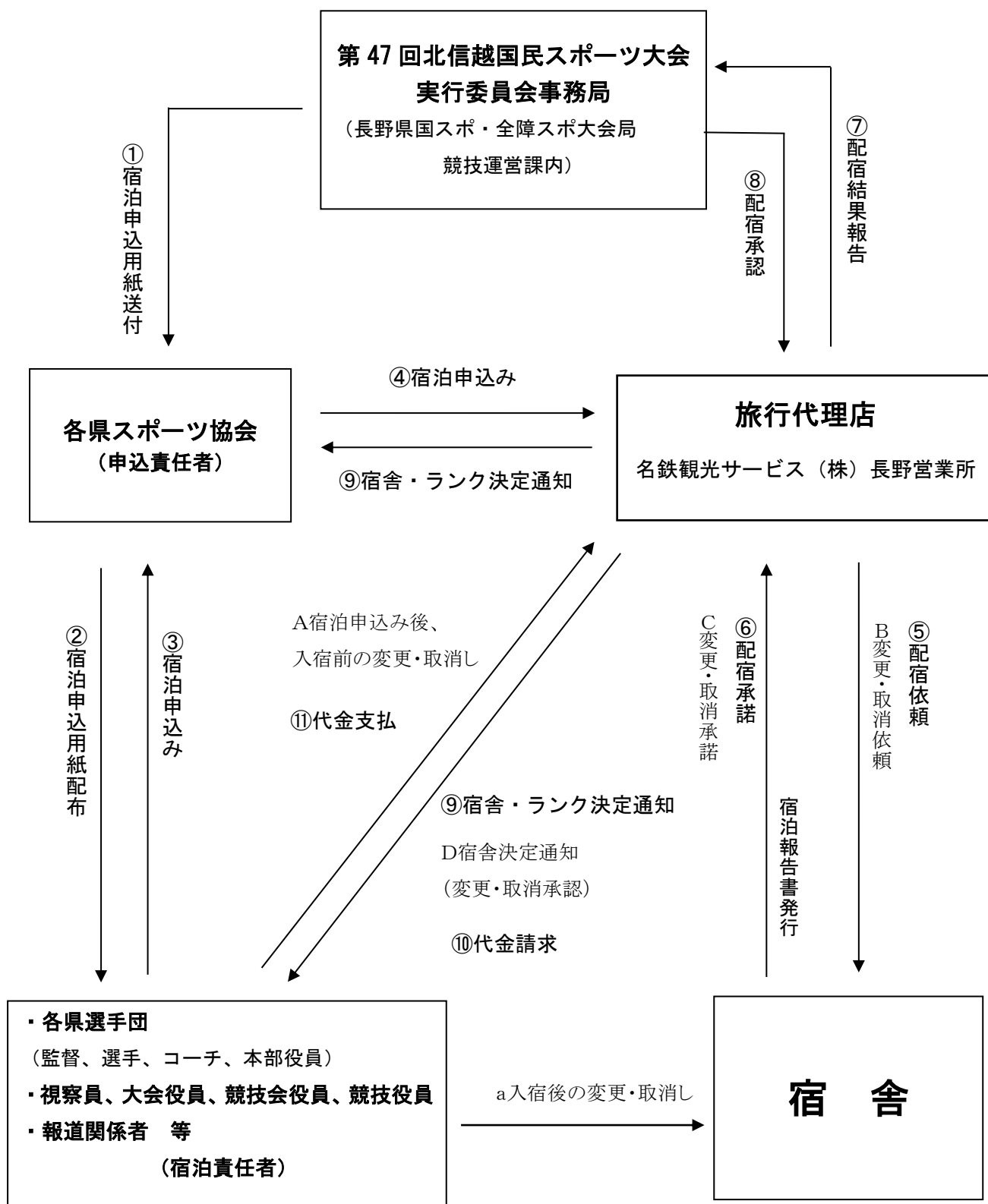
〒381-0038 長野県長野市東和田857-1信州名鉄長野ビル7階

名鉄観光サービス株式会社長野営業所

E-mail: hokushinetsu-nagano@mwt.co.jp

TEL : 0 2 6 - 2 4 4 - 8 5 5 7 FAX : 0 2 6 - 2 1 7 - 8 1 5 1

宿泊関係業務機構図



- | | |
|------------|-----|
| 申込手順 | ①～⑪ |
| 変更手順 (入宿前) | A～D |
| 変更手順 (入宿後) | a |